

交通広告取扱管理業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

交通広告取扱管理業務委託

2 事業の目的

神戸市交通局（以下、「交通局」という。）の広告媒体等を最大限に活用し、広告料収入の増収を図ることを目的とする。

市バス・地下鉄の安全な運行の確保と広告業務の円滑な実施を前提とした上で、既存広告業務の改革・改善による運営の効率化に努めるとともに、インターネット広告の拡大やデジタル化といった広告業界の変化を的確に捉え、民間事業者のノウハウを活かした戦略的な事業運営を交通局と共に推進する。

3 用語の定義

業務広告：交通局の実施する各業務において市民や乗客等に対し、広く周知すべき内容についての広告

4 業務内容に関する事項

（1）業務概要及び委託費区分

業務概要		委託費区分
広告取扱業務	総代理業務	実績変動
	広告企画業務	
	広告販売業務	
広告管理業務	広告媒体維持管理業務	定額固定
	業務広告掲出管理業務	

（2）契約期間

2027 年 4 月 1 日～2032 年 3 月 31 日（5 年間）

（3）契約保証金

交通広告取扱管理業務（以下、本業務という。）の受託事業者は様式Ⅲにおける委託費総額（税込）の 3 % 以上を契約保証金として甲に納付すること。

5 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。なお、受付期間の最終日から契約締結日の間も継続して満たすものとする。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

（3）企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4)神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (5)次に掲げるものを滞納していないこと。
- (ア)国税（法人税及び消費税）
- (イ)市税（法人市民税及び固定資産税）
- (6)過去3年間に、交通広告（鉄道又はバス）の代理店、管理、販売、審査、精算業務の実績を有すること。
- (7)神戸市交通局広告指定代理店への加入を前提として、本業務の委託契約締結時点で以下の指定基準を満たしていること。

【指定基準】

広告業務に相当の経験を有するとともに、資力及び社会的信用を備え、指定代理店として十分な能力を有している者であること。

相当な経験	広告代理店業を引き続き3年以上行っており、かつ交通広告の取扱いにおける経験及び実績を有すること
資力	資本金又は自己資本の額の合計が10,000千円以上
社会的信用	「日本屋外広告業団体連合会」、「全日本広告連盟」、「日本広告業協会」、「日本鉄道広告協会」等の関連団体に加盟していること又は神戸市屋外広告業者に登録していること

6 選定スケジュール

(1)実施要領等の交付	2026年8月24日（月）14時～
(2)参加申込書類の提出期限	2026年9月18日（金）17時（必着）
(3)質問受付締切	2026年9月18日（金）17時
(4)質問に対する回答	2026年10月2日（金）17時までに
(5)企画提案書の提出期限	2026年10月30日（金）17時（必着）
(6)選定委員会（プレゼンテーション審査）	2026年11月上旬頃（別途案内）
(7)選定結果通知	2026年11月中旬～下旬頃（別途案内）

7 実施要領等の交付について

(1)交付開始日

2026年8月24日（月）14時～

(2)交付場所

神戸市交通局ホームページに記載（郵送による交付はしない）

(3)交付資料

- ・実施要領（本書）
- ・企画提案書作成要領（様式Ⅰ～Ⅲ含む）
- ・業務委託仕様書（別紙・参考資料1～11含む）
- ・各種様式（様式1～6）

8 参加申込書類の提出

(1) 提出期限

2026 年 9 月 18 日（金）17 時（必着）

(2) 提出方法

直接持参又は郵送によること。

※直接持参の場合は、平日 9 時～17 時（12 時～13 時は除く）

郵送の場合は書留郵便等によること。

(3) 提出先

14 に記載

(4) 提出書類は以下の通りとする。

項目	備考	様式	部数
参加申込書	—	様式 1	1
団体概要	—	様式 2	1
使用印鑑届兼委任状	申請者が代理人を定める場合はご提出ください。	様式 3	1
団体概要参考資料	法人等の概要を説明したパンフレットなど（経営理念・方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理体制などがわかる資料及びコンプライアンスに係る資料を添付する。）	任意	7
団体役員名簿	役職名、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、現住所を記載した資料	任意	1
定款又は寄付行為	最新のもの	任意	1
決算書等	最近 3 年間の決算書類※法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細書	任意	1
法人登記簿謄本	現在事項全部証明書（参加申込前 3 か月以内に発行されたもの）		1
印鑑証明書	参加申込前 3 か月以内に発行されたもの		1
納税証明書等	令和 8 年度 4 月 1 日以降に発行された直近 1 年分の原本 （未納のないことの証明書） ア 国税（法人税及び消費税） イ 市税（法人市民税及び固定資産税）		1

(5) 参考資料（追加分）の送付について

参加申込書の受領後 5 日以内に、様式 1 記載のメールアドレス宛に仕様書の参考資料 12～17（追加分）を送付する。

9 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

2026 年 9 月 18 日（金）17 時まで

(2) 提出方法

電子メールのみ

(3) 提出先

koukoku@city.kobe.lg.jp

(4) 質問への回答

2026 年 10 月 2 日（金）17 時までに、電子メールにて参加申込提出者（以下、「参加者」という。）全員へ送付する。

(5) 注意事項

(ア)参加者のみ質問可能とし、参加者でない者からの質問には回答しない。なお参加申込書との同時提出は可とする。

(イ)仕様書に関する質問は、質問票（様式 4）により受け付けることとし、審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

10 企画提案書の提出について

(1) 提出期限

2026 年 10 月 30 日（金）17 時必着

(2) 提出方法

直接持参又は郵送によること。

※直接持参の場合は、平日 9 時～17 時（12 時～13 時は除く）

郵送の場合は書留郵便等によること。

(3) 提出先

14 に同じ

(4) 提出書類

・企画提案提出書（様式 5）

・企画提案書（別途、企画提案書作成要領で指定された積算根拠を添付すること。）

(5) 企画提案書について

別紙 1「企画提案書作成要領」記載の通り作成すること。

(6) 注意事項

(ア)企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

(イ)採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

(ウ)提出後の記載内容の変更や、2 通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。

11 選定に関する事項

(1)本企画提案の審査については、交通広告取扱管理業務受託事業者選定委員会（以下、「広告受託事業者選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

(2)選定委員は、【別表 1】評価項目及び評価基準に沿って企画提案書の評価を行う。

(3)評価の結果、合計点が最も高い事業者が複数ある場合は、【別表 1】「費用」の得点の

合計が高い事業者を受託候補者とする。

(4)プレゼンテーション

(ア)開催日時 2026 年 11 月上旬（予定）

(イ)開催場所 交通局 御崎 U ビル内

(5)選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に電子メールで通知し、また交通局ホームページに掲載する。交通局ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

12 契約に関する事項

(1)契約について

仕様書及び企画提案書、神戸市交通局委託契約約款に基づき交通局と協議の上、委託契約を締結する。なお提案内容の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議を含むものとする。

また、契約の締結に際し、万一参加申込書類等の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2)引継ぎについて

委託開始日から、円滑に業務を行うことができるよう現受託事業者から適切に引継ぎを受けること。

【引継ぎ期間】2027 年 2 月～3 月末まで

(3)委託料の支払い

委託料の支払方法については、契約締結前に別途協議を行なうこととする。

(4)辞退

受託事業者として選定されて以降の辞退は原則として認められない。辞退にかかる損害は辞退者が補填するものとする。

受託候補者が辞退したとき、または受託候補者との協議の上委託契約締結に至らなかった場合は、広告受託事業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。ただし、次点の者の評価点が 50 点に達していない場合は、契約締結の協議を行わない。

(5)その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

13 その他注意事項

(1)提出された書類は返却しないものとする。また、選定以外の目的には使用しないものとする。（ただし、交通局が必要と認めるときは、神戸市情報公開条例に基づき、公表することがある。）

(2)提出書類が以下の条件の一に該当する場合は、無効とする場合がある。

(ア)期限を過ぎてから提出されたもの。

(イ)提出物に不足があるもの。

- (ウ)虚偽の内容が記載されているもの。
- (エ)記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (3)他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うことを禁止する。
- (4)参加申込後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (5)関係者等への接触の禁止
選定委員、交通局職員及び本件関係者に対して、本公募の内容について接触することを禁止する。接触の事実が認められた場合には失格となる。なお、現委託事業者は、公募期間中において、現委託業務の範囲に限り接触を認めるものとする。
- (6)公募内容の承諾
参加者は、公募要領等の記載内容を承諾したものとする。

14 提出先、問い合わせ先

神戸市交通局営業課 担当：高見・鈴木

【所在地】兵庫県神戸市兵庫区御崎町1-2-1 御崎Uビル

※お越しになられる場合は、事前に電話連絡をお願いします。

【電話】078-984-0131 【電子メール】koukoku@city.kobe.lg.jp

【別表1】評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
企画提案者の状況 (20点)	運営の安定性	・本業務を支障なく運営できる健全かつ安定した組織運営及び財務状況であるか。 ・法令等の遵守等、コンプライアンスが確保されているか。	5点
	同種・類似業務の実績	・本業務を行うための十分な受託実績があるか。	5点
	地元企業	・本店が神戸市内であるか。 ・もしくは支社等が神戸市内にあるか。	10点
提案内容 (60点)	業務運営方針	・安定的な運営に必要な体制がとられているか。 ・緊急時の対応は適当か。 ・雇用策 安定的な人員確保に向けた雇用策となっているか ・目標水準及び収支計画は適当か。	30点
	業務実施計画	・確実かつ迅速で安定性のある計画や業務フローとなっているか。 ・安全性が確保されているか。(従業員の研修等) ・収益性の維持向上に向けた工夫がなされているか。	30点
費用 (20点)	事業規模	・委託費（実績分＋定額分） ・交通局の初期費用	20点